

新型コロナウイルス感染症拡大防止の為のお願い

1. 登園にあたり、保護者の皆様をお願いしたいこと

(登園について)

保育施設への登園にあたっては、発熱（37.5度以上）や咳やのどの痛みなど呼吸器症状がある場合、その他、下痢や少しでも体調が悪い場合は登園を控えてください。

登園日以前に発熱等があった場合は、解熱後24時間以上が経過し、咳やのどの痛みなど呼吸器症状などが解消されるまでは登園を控えてください。

(発熱等におけるお迎えの依頼について)

登園後に、上記のような発熱や呼吸器症状、その他、お子様の体調にいつもと違う様子があった場合には、事務室等にて隔離を行ったうえでお迎えをお願いします。感染拡大を防止するため、速やかなお迎えにご協力をお願いします。

(お子様の体調管理について)

ご家庭又は保育園で検温していただき登降園表に体温を記入してください。体調に留意し、いつもと様子が違うことがあれば、必ずお伝えください。

(保護者の方の体調について)

保護者の方で上記同様に発熱や呼吸器症状がある場合には、送迎をご遠慮ください。やむを得ず送迎を行う場合は、園内には立ち入らず、玄関等での送迎にご協力ください。

(保育時間について)

原則として勤務時間+通勤時間が保育時間となりますので、時間を過ぎることがないようにお願いいたします。また可能であれば登園日を減らす、早朝や延長保育を利用しないなどのご協力をいただくと幸いです。

2. 保育園における感染予防対策について

(保育施設における感染予防対策)

保育園における感染症予防対策につきましては、国による「保育所における感染症対策ガイドライン（2018年改訂版）」に基づき、手洗いや園内の消毒による衛生管理、定期的な換気等の一般的な感染症対策を実施いたします。限られた人員・物資の中で、可能な限りの対策となりますので、完全・特別な対策は行うことができません。ご理解ください。

また、保育園の性質上、園内への感染症の侵入・流行を完全に阻止することは不可能です。保育所における対策は、このことを前提とした上で、感染症が発生した場合の流行規模を最小限にすることを目標として実施します。保護者の皆様におかれましては、「園内へウイルスを持ち込まない・拡げない」為の対策としてお子様の体調管理等にご協力をいただくとともに、適切な登園のご判断をいただけますようお願いいたします。

(保育園における保育活動及び行事等の対応)

感染症対策に注意をしながら、保育活動を行っていきませんが、活動においていゆる三密の状態を完全に解消することは不可能です。ご了承ください。

園行事などの対応につきましては、感染症予防に配慮し、中止もしくは規模の縮小等により対応します。ご理解をお願いいたします。

(衛生指導について)

感染症予防対策として、保育園では園児への手洗いや咳エチケット等の衛生指導を行っていきます。保護者の皆様におかれましても、園内に入る場合の、手洗い・消毒やマスクの着用等についてご協力をお願いします。また、ご家庭でも手洗いや咳エチケットについて、お子様の習慣となるようご協力をお願いします。

(職員等について)

保育園職員についても、登園前に体調管理を行い、上記の扱いと同様に発熱や呼吸器症状がある場合には、勤務を控えます。

3. 園児等に感染症が発生した場合の対応について

(園児及び職員等に新型コロナウイルスの感染症が発生した場合の対応)

園児及び職員が新型コロナウイルス感染症に感染したことが確認された場合には、園の一部又は全部が臨時休園となる場合があります。臨時休園の規模や期間は、市や保健所等との協議により決定します。

(園児や同居している保護者が感染者の濃厚接触者に特定された場合の対応)

お子様や同居している保護者の方が感染者の濃厚接触者に特定された場合は、市や保健所等の指示に従い登園を控えてください。